

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで

昭和53年ごろにA市町村の実家に戻ったが、市町村役場で国民年金に加入していないと言われたので、自分で加入手続をした。未納となっている保険料は、父親が納税組合か市町村役場の支所で何回かに分けて納付したと思う。納付した父親は既に死亡しており、領収書も無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、自身の国民年金保険料を完納している上、申立人の母親及び当時同居していた申立人の兄夫婦の保険料も完納しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の手帳記号番号の払出しは、昭和54年8月と確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、52年7月から53年3月までの保険料は、過年度保険料として納付が可能であったことが推認できる。

さらに、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、納付可能な期間については、過年度保険料の納付書を送付していたことから、納付意識の高い申立人の父親が、送付された納付書により上記期間の過年度保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付実施期間であったが、A市町村では、「申立人のように国民年金に

加入した時点で年金の受給資格を満たすことができる者に対しては、積極的に特例納付の勧奨は行わなかった。」と回答している上、申立人及び申立人の兄夫婦は、申立人の申立期間の国民年金保険料を父親が特例納付したことについて父親から聞いた記憶が無い。

また、申立人は、「父親が何回かに分割して納税組合か市町村役場の支所で納付したと思う。」と述べているが、A市町村では、「当時、納税組合及び市町村役場支所では、国民年金の特例納付の保険料を取り扱っていなかった。」と回答している。

さらに、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から 52 年 6 月までの保険料を特例納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

勤めていた A 事業所を産休明けの昭和 48 年 5 月に退職し、失業保険の給付制限（2 か月）後の同年 7 月に国民年金に任意加入し、失業保険金により保険料を市町村役場窓口に納付していた。失業給付が終わった 49 年 4 月に自分で資格喪失届を提出した。

失業給付の受給期間は、国民年金に任意加入し保険料を納付していたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A 事業所を退職後、失業保険金の給付が開始されたときに、国民年金に任意加入し、失業保険金の給付の終了時に資格喪失するまで保険料を納付していた。」と主張するところ、オンライン記録から、申立人は、A 事業所を退職した 2 か月後の昭和 48 年 7 月 30 日に国民年金に任意加入し、49 年 4 月 1 日に資格喪失しており、その期間のうち、48 年 7 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた A 事業所に係る失業保険は、少なくとも昭和 49 年 2 月末まで給付されていたものと考えられることから、同年 3 月までの国民年金保険料を納付し、失業保険の給付が終了したため、国民年金の任意加入をやめたとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外に国民年金加入期間の保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

A市町村内のB事業所に勤務していた時、雇用契約の関係から、平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失となるので、国民年金の加入手続をとるように事務員から言われた。4月に市町村役場に行き、国民年金の加入手続をし、A市町村から送付された納付書で4月中に保険料を納付した。国民年金に加入していない期間となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者カードの記録では、申立期間は国民年金に未加入の期間とされているが、申立人が平成 11 年 4 月にA市町村から転居したC市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録では、申立期間は国民年金の第1号被保険者期間とされ、当該期間の国民年金保険料は納付済みの記録とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「国民年金の加入手続後、A市町村役場から送付されてきた納付書で4月中に納付した。」と主張するところ、A市町村では、「被保険者資格の取得が年度末の場合には、納付期限（4月末日）の関係から、通常より早く、1週間から10日ぐらいで納付書を送付することとしていた。」と回答しており、納付期限内に保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年4月5日）及び資格取得日（昭和33年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月5日から同年9月1日まで
昭和31年11月1日から34年6月10日までA株式会社に勤務しており、途中で退職することも長期休暇を取ることもなく、変わらずに仕事をしてきたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社において昭和31年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年4月5日に被保険者資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶する複数の同僚は、申立人が申立期間も継続して勤務しており、業務内容や勤務形態の変更が無かったことを証言していることから、申立人が申立期間もその前後の期間と同様にA株式会社に勤務していることが認められる。

また、A株式会社では、申立期間当時、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に再度取得している者はみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和33年3月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月から同年 12 月 1 日まで

私は、同じ地区の 4 人と一緒に A 都道府県に出稼ぎに行き、申立期間①は B 事業所で、申立期間②は C 事業所で、現場の作業員として働いた。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思っていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人は、B 事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が自身と一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚 4 人についても、B 事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの二人は、「出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入できなかった。」と証言している。

また、B 事業所の当時の複数の社員は、「厚生年金保険に加入できる者は、社員又は D 職などの責任者であり、出稼ぎ労働者は加入させていなかった。」、「出稼ぎ労働者は、日雇健康保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、上記同僚の一人は、「当時、B 事業所の従業員は 100 人から 200 人ぐらいだった。」と証言しているところ、同事業所の申立期間①当時の厚生年金保険被保険者数は、31 人であることが確認でき、同事業所では、申立期間①当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人は、C 事業所に

において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が自身と一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚4人についても、C事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの二人は、「出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入できなかった。」と証言している。

また、上記同僚の一人は、「当時、C事業所の従業員は30人から40人ぐらいだった。」と証言しているところ、同事業所の申立期間②当時の厚生年金保険被保険者数は、6人であることが確認でき、同事業所では、申立期間②当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 6 月から 52 年 8 月まで、A 株式会社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社には、昭和 50 年 6 月から 52 年 8 月まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、当時の同社の役員は、「当時、冬に仕事が無いときは、1 月に社会保険と失業保険の被保険者資格の喪失手続をし、春に再度加入させる手続をすることがあった。」と証言しており、申立人の雇用保険の記録では、申立期間を除く前後の期間に、同社での加入記録があり、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、A 株式会社において、申立人と同様に昭和 52 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日（又は同年 6 月 1 日）に再度資格を取得している者は 6 人みられ、このうち連絡が取れた 3 人は、「不況で仕事が無く、半年ぐらい失業保険を受給した記憶がある。」と証言している上、上記 6 人のうち 4 人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、昭和 52 年 1 月 11 日に健康保険証を返納したとの記載があることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間当時において、A 株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。